

第 76 号 議 案

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年長崎県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の配置) 第 4 条 略 2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。<u>ただし</u>、常時 2 人を下回ってはならない。 (1)及び(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども おおむね<u>15人</u>につき 1 人以上 (4) 満 4 歳以上の子ども おおむね<u>25人</u>につき 1 人以上 3 略	(職員の配置) 第 4 条 略 2 認定こども園には、次の各号に掲げる子どもの数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。<u>ただし</u>常時 2 人を下回ってはならない。 (1)及び(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども おおむね<u>20人</u>につき 1 人以上 (4) 満 4 歳以上の子ども おおむね<u>30人</u>につき 1 人以上 3 略

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条―<u>第22条の 4</u>） 第 2 章～第15章 略 附則 （職員配置） 第49条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき 1 人以上とする。ただし、保育所 1 につき 2 人を下ることはできない。 3～5 略 （設備の基準） 第50条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。 (5)～(7) 略	目次 第 1 章 総則（第 1 条―<u>第22条</u>） 第 2 章～第15章 略 附則 （職員配置） 第49条 略 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき 1 人以上とする。ただし、保育所 1 につき 2 人を下ることはできない。 3～5 略 （設備の基準） 第50条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び次条第 2 項において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。 (5)～(7) 略

（長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員の数等）	（職員の数等）

第6条 略	第6条 略																				
2 略	2 略																				
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。																				
<table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね25人につき1人</td></tr><tr><td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね15人につき1人</td></tr><tr><td>(3)及び(4) 略</td><td></td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td></tr></table>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	(3)及び(4) 略		備考 略		<table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね30人につき1人</td></tr><tr><td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね20人につき1人</td></tr><tr><td>(3)及び(4) 略</td><td></td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td></tr></table>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	(3)及び(4) 略		備考 略	
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人																				
(3)及び(4) 略																					
備考 略																					
園児の区分	員数																				
(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人																				
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人																				
(3)及び(4) 略																					
備考 略																					
4及び5 略	4及び5 略																				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の長崎県認定こども園の認定要件に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第49条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和6年内閣府、文部科学省告示第1号）等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

る。これが、この条例案を提出する理由である。